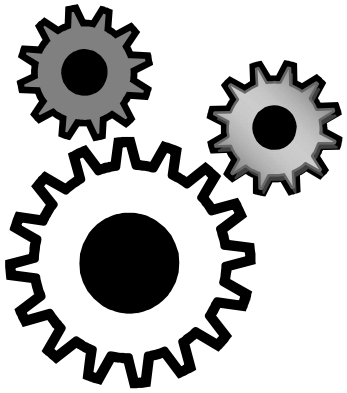
指定作業場の手引



東京都北区環境部環境政策課

環境規制指導係

目　　次

１　指定作業場とは ---------- １

２　設置・変更の届出 ---------- １

３　手続きの流れ ---------- ２

４　その他の届出 ---------- ２

５　公害防止の方法 ---------- ３

６　記入例　指定作業場設置・変更届出（第 16 号様式その１・２）・他 --- ４～７

７　各届出様式の種類 ---------- ８

８　参考資料 ---------- ９～１２
別表第二　指定作業場（条例第２条関係）
工場・指定作業場に係る騒音の規制基準（条例第６８条　別表第７）
工場・指定作業場に係る振動の規制基準（条例第６８条　別表第７）
悪臭の規制基準（条例第６８条　別表第７）

指定作業場とは

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「条例」という。）では、別表第２において自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、めん類製造場などの事業所を「指定作業場」と定め、その設置者に対して、規制基準の遵守や各種の届出等を義務づけています。

設置・変更の届出

指定作業場を設置または変更しようとするときは、あらかじめ指定作業場設置(変更)届出書を提出してください。

種　　類	内　　容	様　　式	部　数
設　置　届	新　　設	第１６号様式	正副２部
変　更　届	○種類及び作業方法の変更 ○建物または施設の構造、配置の変更等		

①設置・変更届出書（条例第８９条・９０条）
②別　紙　指定作業場の種類により使用する様式が異なります。
③案内図　現場に調査に行きますので、現地の案内図が必要です。
　　指定作業場を赤色で、指定作業場の周囲５０ｍ内の学校・病院などを青色で記入してください。
④配置図　隣接道路の状況・幅員、隣地との境界（塀の高さ・種類など）や敷地内での指定作業場の位置がわかるもの。
⑤平面図　指定作業場内にある主な施設のわかるもの。
⑥立面図　窓やダクト・排気口の位置がわかるもの。
⑦矩計（かなばかり）図　壁の構造がわかるもの。
⑧その他　設置する機械の仕様書などの提出をお願いすることもあります。

- 届出後、届出書の内容（作業場面積・機械設備など）や代表者氏名等を変更する場合は、必ず事前に環境政策課へご相談ください。

敷地面積３００㎡以上の土地に指定作業場を設置する方は、事前に緑化計画書を提出し認定を受けることが必要です。（北区みどりの条例第２０条）
○担当：環境政策課地域環境係　電話３９０８－８６１８

手続きの流れ

事業計画 → 設置・変更届 → 書類審査 → 受　理 → 工事着工 → 完　成 → 操　業

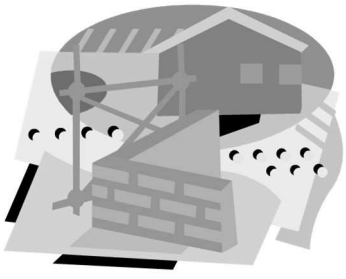
- 届出書類は正副２部作成します。届出は無料です。
- 副本は、現場調査により公害防止方法などを審査後にお返しします。
- 設置・変更届出は、工事着工の３０日前までに提出してください。
- 設置・変更届出書が受理された日から、３０日を経過した後でなければ指定作業場を設置（工事着手）することはできません。

その他の届出

種　　類	内　　容	様式	部数
氏　名　等 変 更 届 出	○社名、代表者、主たる事務所の所在地を変更したとき（法人） ○設置者の氏名、住所を変更したとき（個人） ○指定作業場の所在地の表示が変更されたとき	第１３号様式	正副 ２部
廃 止 届 出	○指定作業場を廃止したとき	第１４号様式	
承 継 届 出	○指定作業場を譲り受け、借り受け、相続、合併等により指定作業場を設置する者の地位を継承したとき	第１５号様式	

- 指定作業場を移転したときは、旧指定作業場の廃止及び新指定作業場の設置の届出が必要です。
- 承継届には、承継の事実を証明する書類を添付してください。
- 設置者が個人から法人へ変ったときは、承継届出が必要です。
- その他の届出は、変更が生じた日から３０日以内です。

指定作業場廃止届出書の提出に先立って、土壌汚染状況調査が必要な場合がありますので、廃止の予定がある場合には、あらかじめお問い合わせください。（条例第116条）



公害防止の方法

騒音対策

・低騒音型の機械を選択する。
・騒音発生源を壁などで囲う。
・出入口・窓を閉める。
・出入口・窓は遮音性能が高いサッシ等にする。

振動対策

・低振動型の機械を選択する。
・防振対策：コンクリートを厚くする、防振ゴムを取り付ける。

大気汚染対策

・ボイラー：低硫黄燃料（特Ａ重油、都市ガス等）にする。
・焼却炉：使用を控える。排出基準超過の焼却炉は使用できません。
・クリーニング：密閉型機械を使用する。排気ダクト設置の際は周囲の状況を考慮する。

水質汚濁対策

・油水分離槽などのトラップを設置し、定期的に清掃する。
・有害物質や大量の汚水等を排出する場合は、排水処理施設を設置する。

悪臭対策

・適正な換気装置と脱臭装置を設置する。

そ の 他

・公害防止のために、塀等の設置や自動車の出入り口の制限等が条例で定められています。

焼却炉の注意

〇廃棄物を焼却する場合は、法律の基準に適合している焼却炉で焼却してください。これ以外の廃棄物の焼却は原則として禁止されています。（条例第126条関係）
〇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でも野外焼却は禁止されています。
〇焼却禁止の例外については、環境政策課へお問い合わせください。



記　入　例

第16号様式 その1

① 指定作業場 設置 ~~変更~~ 届出書

② 2010年 4月 1日

(あて先)
北 区 長

③
住　所　東京都北区王子本町1－15－22
株式会社 北環境社
氏　名　代表取締役　環境 太郎
電話番号　03－39098－0000
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ④第89条 ~~第90条~~ の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

⑤ 既設置番号等	設置番号・年月日	第　　号　　年　　月　　日		
	変更事由	1 指定作業場の種類　2 作業の方法　3 建物・施設の構造又は配置　4 ばい煙等の防止の方法		
指定作業場の名称	⑥ 北温水プール			
指定作業場の所在地	⑦ 東京都北区王子本町1－15－22	電話番号 03－3908－0000		
⑧ 指定作業場の種類	自動車駐車場、ボイラー	病院にあっては病床数	床	
⑨ 地域等	用途地域	水域		
	準工業地域	荒川甲公共下水		
⑩ 自動車の出入口が接する道路の幅員	20.0m	50メートル以内の学校・図書館・病院・診療所・保育所・特別養護老人ホームの所在位置	⑪ △別紙(　　)のとおり	
作業時間	⑫ 0 時から 24 時まで(24 時間)			
工事着工予定	⑬ 2010年 3月 1日	工事完成予定	⑭ 2010年 4月 1日	
従業員数(常用雇用者数)	⑮ 15 人 (20 人)	廃止予定	年　月　日	
⑯ 連絡先	所属　総務部 環境向上課 庶務係 氏名　環境 次郎 電話番号　03－3908－0000 ファクシミリ番号　03－3908－0000 電子メールアドレス　kankyo@*****.ne.jp			
⑰ ※受付欄				

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
3 変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること(添付する別紙についても同じ。)。
4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7　4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

①該当しないものに二重線を引く

②書類の届出日を記入

③個人：申請・届出義務者の住所、氏名、電話番号を記入
法人：法人登録地（主たる事務所・本店の所在地）の住所、代表者、電話番号を記入

④設置 89 条・変更 90 条、該当しないものに二重線を引く

⑤変更届時のみ記入、設置済みの番号等を記入し該当事由を〇で囲む

⑥届出対象の名称を記入

⑦作業場の住居表示・電話番号を記入

⑧別表２に定める種類を記入

⑨都市計画法による用途地域、下水道・公共用水域に該当するものを記入

⑩自動車が作業場から出入りする際に接する道路の幅員

⑪学校・病院等の名称が確認できる図面を添付
別紙図面に作業場の敷地境界から 50m の位置を赤ペンなどで線を引く

⑫作業場の作業する時間を記入

⑬建設工事や設備改修に伴う工事着工予定日を記入

⑭建設工事や設備改修に伴う工事完成予定日を記入

⑮事業所に従事する社員の総数で事務員・社外工も含む（アルバイト・パート除く）

⑯申請等を行う担当者の所属・連絡先等を記入

⑰北区が使用する欄

記　入　例

第16号様式 その2

敷地・建物の状況	建物・施設の配置	①	△別紙（　　）のとおり		
	敷地面積（㎡）	②	150.00㎡		
	作業場の棟別構造・面積 棟の名称	③	お客様駐車場	ボイラー室	
	用途	④	作業場・事務所	作業場	
	階数	⑤	2	1	
	構造	⑥	鉄骨造	鉄筋造	
	建築面積（㎡）	⑦	100.00㎡	40.00㎡	
	作業場面積（㎡）	⑧	30.00㎡（車の通り道含）	30.00㎡	
主たる施設の能力等	種類	⑨			
	公称能力	⑩			
	動力（kW）	⑪			
	台数	⑫	別紙：主たる施設の能力等のとおり		
	別紙番号	⑬			
	構造・使用の方法	⑭	△別紙（　　）のとおり		
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質		⑮	別紙 使用薬剤一覧のとおり		
作業の方法		⑯	自動車駐車場（自動車の入庫→駐車→出庫） ボイラー（プールから水の流入→ボイラーで温度調節→温水をプールに還流）		
公害防止の方法		⑰	自動車はアイドリングストップを利用者に周知 アイドリングストップ表示板を設置 機械式駐車設備に油圧式を採用		

備考　1「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。

2「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

①別紙の配置図を添付

②敷地の総面積を記入

③指定作業場に該当する建物の名称を記入

④建物の用途を記入（作業場・事務所・店舗など）

⑤建物の階数を記入

⑥建物の構造を記入（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造など）

⑦棟ごとの建築面積を記入

⑧棟ごとの作業場面積を記入

⑨種類を記入

例：ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ、ﾜｯｼｬｰ、脱水機、プレス機等

例：駐車場→機械式駐車場（油圧式・ピット式・2段）

例：ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ→給油機

⑩機械施設の保有する能力を記入

⑪動力に使用する電力を記入

⑫施設の台数を記入

⑬各施設に番号を付け、その番号を記入

⑭届出様式別紙１～１２の該当する様式を使用

⑮別紙に使用する薬剤の一覧を添付

⑯作業工程の流れを記入

例：ﾎﾞｲﾗｰ→年間　給湯、暖房　冷房

例：ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ→洗濯物ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ　ﾌﾟﾚｽ→ｱｲﾛﾝ掛け→仕上げ

例：駐車場→自動車の入庫、駐車、出庫

⑰対策の概要を記入

例：駐車場　ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞｽﾄｯﾌﾟの周知、表示板を利用者の見やすい場所に設置する。

例：ﾎﾞｲﾗｰ　重油から都市ガスへ

例：ﾄﾞﾗｲｸﾘｰﾆﾝｸﾞ　ドライ機は密閉型を使用、廃棄物は業者による完全回収等

記　入　例

別紙　主たる施設の能力等

主　た　る　施　設　の　能　力　等

①施設番号	②新成の別	③種類	④公称能力	⑤台数	⑥動力（原動機）(kW) 1台当たり	⑥動力（原動機）(kW) 小計	⑦備考
1-1	新	遮断機		2	1.00	2.00	
1-2	新	発電機		2	0.60	1.20	
1-3	新	出庫灯		1	0.05	0.05	
1-4	新	機械式駐車設備(油圧式・ピット式・2段)		15	2.00	30.00	
2-1	新	ボイラー	伝熱面積 19.0㎡	1	1.00	1.00	
新設合計						34.25	
既設合計						0.00	
合計						34.25	

①各施設の番号を付け、その番号を記入

②新設の場合は「新」、既設の場合は「既」と記入

③施設の種類

④機械施設の保有する能力を記入

⑤施設の台数を記入

⑥１台あたりの動力に使用する電力と小計を記入

⑦施設が、他の法律の特定施設に該当する場合は、その旨を記入

『車駐車場の例』

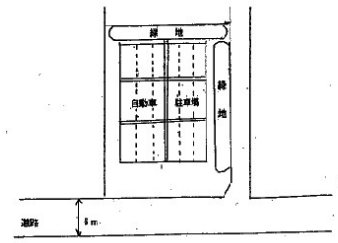
第16号様式　別紙2

自動車駐車場
~~自動車ターミナル~~
~~ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド~~
~~自動車洗車場~~

収容台数・停留台数・同時給油台数・洗車台数	総数	100台	大型車	
			中型車	
			小型車	
一日の出入台数	100台			
貨物の種類				
洗浄機の型式		原動機の定格出力		
貯蔵タンクの基数		貯蔵総量（単位）		(kl・t・m³)

各貯蔵タンク毎の貯蔵物質名	タンクの内容積等（単位）	炭化水素系物質の排出防止設備 設備の有無	設備の種類
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)
	(kl・t・m³)	有・無	1 ベーパーリターン 2 その他(　)

敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図



備考　1　指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。
2　この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。
3　貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

『洗濯施設の例』

第16号様式　別紙7

~~めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、~~
~~砂利採取場及び~~洗濯施設を有する事業場

施設の種類・名称・型式・構造・主要寸法（m）			ワッシャー	ドライ機
1日の使用時間・1月の使用日数			8時～18時 25日／月	8時～18時 25日／月
季節変動			夏季2割増	なし
原材料の種類・1日の使用量・使用方法			洗剤　1　kg／日	テトラクロロエチレン
排水量（m³／日）			1.0m³／日	0.02m³／日
汚水の水質	水素イオン濃度（pH）	処理前		
		処理後		
	生物化学的酸素要求量（mg／ℓ）	処理前		
		処理後		
	浮遊物質量（mg／ℓ）	処理前		
		処理後		
	その他必要な項目（　）	処理前		
		処理後		
汚水処理施設	種類			
	能力		m³／日	m³／日
	処理方法		△別紙（　）のとおり	
処理汚泥	発生量			
	処分方法		業者による回収処理	
参考				

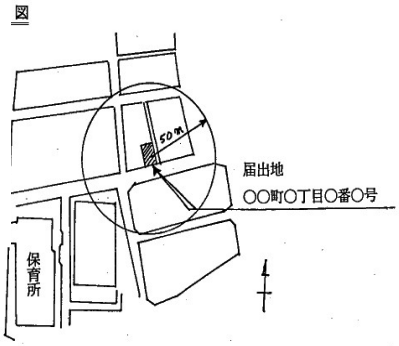
東京都下水道局へ「特定施設設置（変更）届」を提出している場合は、その写しを添付すれば、本様式の記載の必要はありません。

備考　「汚水の水質」欄のうち「その他の項目」の欄には、条例別表第7　4の部(1)の表の(1)から(24)までに掲げる各項目、同別表　4の部(2)(ア)の表の(8)から(17)までの項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、当該指定作業場から排出されるもの全てを記入すること。また、（　）には、単位を記入すること。

別紙：添付図面等の例

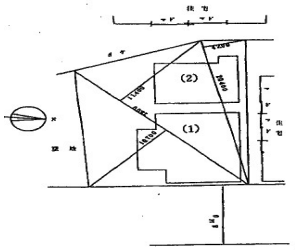
①※案内図

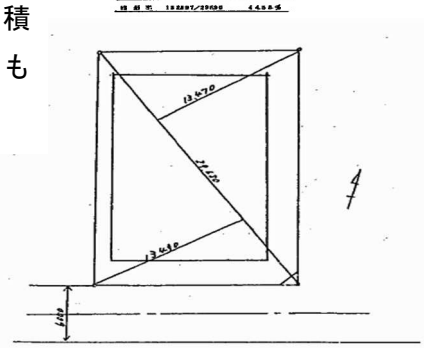
指定作業場は赤色、学校・病院などは青色で記入。



②建物の配置図

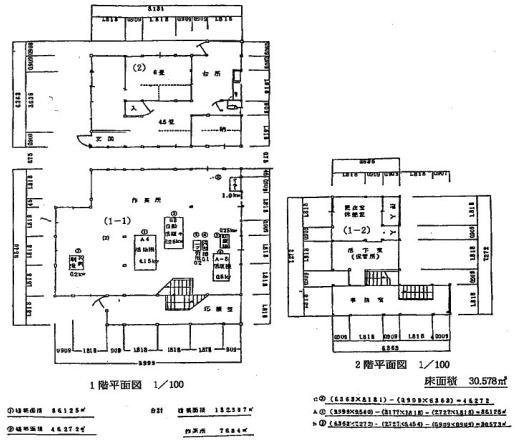
隣接する道路の状況、幅員、隣地との境界や作業場の位置がわかり、敷地面積を算出できるもの。





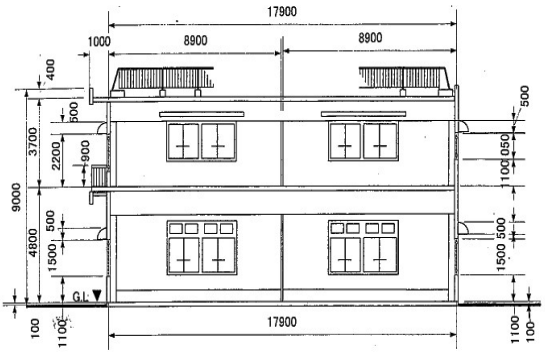
③平面図

主な施設がわかるもの。
建築面積、床面積、作業場面積を算出できるもの。



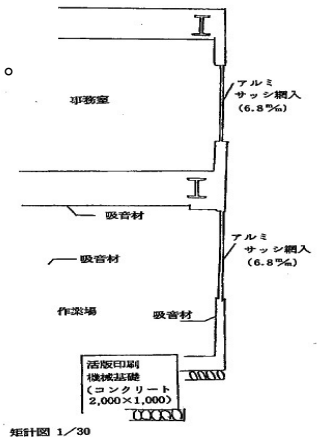
④立面図

窓やダクト・排気口がわかるもの。



⑤矩計（かなばかり）図

壁の構造がわかるもの。



⑥その他　設置機械仕様書など

※案内図の注意
市販の住宅地図などは著作権法の著作物に該当するため、著作権者の許可のない複製物は使用できません。著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付してください。

各届出様式の種類

届出様式は、北区のホームページ（PDF）と東京都環境局公式ウェブサイト「東京の環境」（WORD・PDF）に掲載されています。

〇設置・変更の届出様式

（第１６号様式　その１・２）指定作業場設置・変更届出書
（第１６号様式　別紙１）レディミクストコンクリート製造場、セメントサイロ
（第１６号様式　別紙２）自動車駐車場、自動車ターミナル、ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド、自動車洗車場
（第１６号様式　別紙３）廃棄物の積替え場所又は保管場所、ウエスト・スクラップ処理場、材料置場
（第１６号様式　別紙４）死亡獣畜取扱場、と畜場又は畜舎
（第１６号様式　別紙５）青写真又は工業用材料薬品小分けの作業場
（第１６号様式　別紙６）食物の燻蒸場
（第１６号様式　別紙７）めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、砂利採取場、洗濯施設
（第１６号様式　別紙８）廃油処理施設、汚泥処理施設、し尿処理施設、汚水の処理施設、下水処理場
（第１６号様式　別紙９）暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関、焼却炉
（第１６号様式　別紙１０）浄水施設を有する事業場
（第１６号様式　別紙１１）病院、科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場
（第１６号様式　別紙１２）地下水揚水施設の構造等

〇その他の届出様式

（第１３号様式）工場・指定作業場氏名等変更届書
（第１４号様式）工場・指定作業場廃止届出書
（第１５号様式）工場・指定作業場承継届出書

〇事故が発生した場合の様式

（第１９号様式）　工場・指定作業場事故届出書
（第２０号様式）　事故再発防止措置計画書
（第２１号様式）　事故再発防止措置完了届出書



別表第二　指定作業場（条例第2条関係）

1	レディミクストコンクリート製造場(建設工事現場に設置するものを除く。)
2	自動車駐車場(自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。)
3	自動車ターミナル(事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。)
4	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第23号に規定する設備を有する事業所を言う。)
5	自動車洗車場(スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。)
6	ウエスト・スクラップ処理場(建場業(収集人から再生資源(古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。)を集荷する業をいう。)、消毒業(再生資源を消毒する業をいう。) 及び選分加工業(再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、または加工する業をいう。)に係るものを除く。)
7	廃棄物の積替え場所又は保管場所(前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。)
8	セメントサイロ(セメント袋詰め作業が行われるものに限る。)
9	材料置場(面積が100㎡以上のものに限る。)
10	死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)
11	と畜場
12	畜舎(豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が1000羽以上のものに限る。)
13	青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
14	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
15	臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
16	めん類製造場
17	豆腐又は煮豆製造場(原料豆の湯煮施設を有するものに限る。)
18	砂利採取場(砂利の洗浄のみを行うものを含む。).
19	洗濯施設を有する事業場
20	廃油処理施設を有する事業場
21	汚泥処理施設を有する事業場
22	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場
23	工場、作業場から排出される汚水の処理施設を有する事業場(次号に掲げるものを除く。)
24	下水処理場(下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。)
25	暖房用熱風炉(熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)を有する事業場
26	ボイラー(熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5㎡未満のもの(いおう化合物の含有率が 体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10㎡未満のもの)を除く。)を有する事業場
27	ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。)、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。)又はガソリン機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり5ℓ未満のもの及び非常用のものを除く。)を有する事業場
28	焼却炉(火床面積が0.5㎡未満であって焼却能力が1時間あたり50kg未満のものを除く。)を有する事業場
29	冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
30	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場(これらの浄水能力が一日あたり10,000m^3未満の事業場に係るものを除く。)
31	病院(病床数300以上を有するものに限る。)
32	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査を行う事業場(国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその付属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)

工場・指定作業場に係る騒音の規制基準（条例第６８条　別表第７）

敷地と隣地との境界線における音量は、次に示す基準値となります。　　単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	時間の区分 6時 朝 8時	昼間 19時	夕 23時	夜間 6時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 Ａ　Ａ　地　域※１ 前号に接する地先及び水面	４０	４５	４０	４０
第２種区域	第１種中高層住居専用地域（第1種区域を除く） 第２種中高層住居専用地域（第1種区域を除く） 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 第１特別地域※２ 無指定地域（第１、第３、第４種区域を除く）	４５	５０	４５ 20時	４５
第３種区域	近隣商業地域（第１特別地域を除く） 商業地域（第１特別地域を除く） 準工業地域（第１特別地域を除く） 第２特別地域※２ 前号に接する地先及び水面	５５	６０	５５	５０
第４種区域	工業地域（第１，第２特別地域を除く） 第３特別地域※２ 前号に接する地先及び水面	６０	７０	６０	５５

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

１　第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内（第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。）の工場又は指定作業場　：当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

２　騒音規制法第３条第１項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち、同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第81条第3項（第82条第2項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

※１　ＡＡ地域の指定：平成１２年３月３１日東京都告示第４２０号

※２　特別地域とは、２段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲３０ｍ以内の範囲をいう。

工場・指定作業場に係る振動の規制基準（条例第６８条　別表第７）

敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさは、次に示す基準値となります。　　単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	時間の区分	
		8時　昼間　19時	夜間　8時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 無指定地域（第２種区域を除く）	６０	５５ 20時
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	６５	６０

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね５０メートルの区域内の工場又は指定作業場。当該値から５デシベルを減じた値を適用する。

２　振動規制法第３条第１項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第２条第２項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第８１条第３項（第８２条第２項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

３　国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場：適用しない。

悪臭の規制基準（条例第６８条　別表第７）

区域の区分		悪臭原因物である気体で敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で煙突その他の気体排出施設の排出口における悪臭の許容限度				排出水
			排出口の実高さ				
			１５ｍ未満の施設			15m 以上の施設	
			排出口の口径の大きさ				
種別	該当地域		0.6m 未満	0.6m 以上 0.9m 未満	0.9m 以上		
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 無指定地域 （第２種区域及び第３種区域に該当する区域を除く）	臭気指数 １０	臭気指数 ３１	臭気指数 ２５	臭気指数 ２２	※注	臭気指数 ２６
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気指数 １２	臭気指数 ３３	臭気指数 ２７	臭気指数 ２４		臭気指数 ２８
第３種区域	工業地域 工業専用地域	臭気指数 １３	臭気指数 ３５	臭気指数 ３０	臭気指数 ２７		臭気指数 ２９

※注　計算式によって臭気排出強度の基準値が決まるが、実効排出口高さが周辺最大建物高さの２．５倍未満及び２．５倍以上の場合とでは用いる計算式が異なる。

臭気濃度：臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数をいう。

臭気指数：臭気濃度の対数値の１０倍である。（臭気指数＝１０×log 臭気濃度）

臭気排出強度：臭気濃度に排出ガス量（乾きガス）の流量を乗じたもの。

「指定作業場の手引き」

平成２３年３月発行

発行　東京都北区環境部環境政策課

東京都北区王子１－１２－４TIC 王子ビル２階（〒114-0002）
電話　０３－３９０８－８６１１（直通）
FAX　０３－３９０６－８４７４

刊行物登録番号
２３－１－０９３